

鉾田小学校 いじめ防止等の基本的な方針

1 はじめに

創立140周年という節目を迎え、伝統と地域環境に包まれたこの鉾田小学校の教育の推進者である私たちは、子どもたちにとってかけがえのない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成すめとともに、その可能性を開花させることが目的である。

したがって、学校は、あらゆる場面において児童に感動を与え、児童が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として自ら命を絶つという痛ましい出来事が発生した。今、当該児童生徒が在籍した学校の対応に対し、関係児童生徒の保護者だけでなく他の児童生徒や保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じ大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかななくてはならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利・利益の擁護及びその健全な心身の成長並びに人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- ① いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- ② いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- ③ いじめに関する事案への対処において、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- ④ いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように教師は、「もしかして自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に児童に接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめの撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

2 本校のいじめ防止基本方針

- ① 豊かな情操と道徳心を培う教育を推進する。
- ② 心の通う対人の交流の能力の素地を養う。
- ③ 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

3 めざす姿

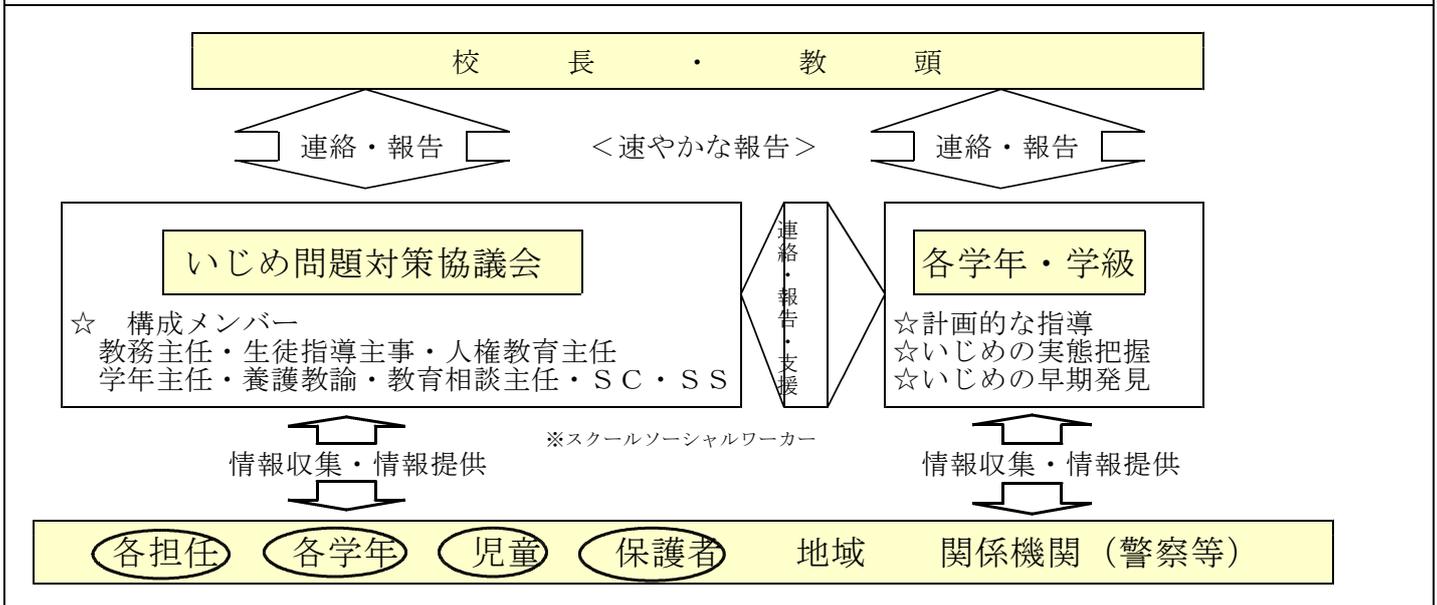
めざす学校像	めざす児童像	めざす教師像
<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもが主役で活力ある学校 ② 明るいあいさつを交わし美しい学校 ③ 環境が整備され、保護者・地域が支え連携・協力が図られている学校 ④ 指導法の工夫改善を進め、協力が成し遂げる学校 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自ら考え学び合う子 ・課題を見つけ進んで学習に取り組む子 ② 思いやりのある子 ・友達と仲よくし素直でよく働く子 ③ 健康でねばり強い子 ・最後までねばり強くやりとげる子 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもを愛し、子どもの心がわかる人間性豊かな教師 ② 授業を大切に、授業で勝負する指導力のある教師 ③ 知性と教養に富み、品位のある活力に満ちた教師

4 いじめ防止体制

全教職員が協働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る

<平常時（未然防止）>

- ① いじめ防止対策委員会の設置
 - ・ 教頭及び教務主任、生徒指導主事を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を開く。
 - ・ いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止年間指導計画を作成する。
 - ・ 各学期1回、弁護士や医師等の外部専門家に組織の一員として参加要請を行い、助言を得る。
- ② 教育相談体制の充実
 - ・ 特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ・ 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や教育支援機能を充実させる。
 - ・ 定例の特別支援教育推進委員会を開催し、特別支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー（SS）と連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ いじめ防止のための研修
 - ・ 弁護士等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身に付けさせ、いじめ防止に対処させる。
 - ・ 各学期に、それぞれの分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。
- ④ 児童主体の取組
 - ・ 児童会を中心に、児童が主体となったルールを作成させ、いじめの防止に努める。
 - ・ 児童フォーラムや児童憲章の作成、児童による「やさしいココロキャンペーン」等を実施し、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校の取組
 - ・ 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら児童のよさや個性を伸ばす努力をする。
 - ・ 道徳の時間を中心として、全教育活動において、基本的な生活習慣や規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - ・ 人権尊重の教育を推進し、「自分の大切さとともに、他の人も大切にしようとする思い」が、具体的な態度や行動に現れるような実践的な態度の育成を図る。
 - ・ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させる。
 - ・ コミュニケーション能力や社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。
 - ・ 問題行動の指導に当たっては、^{あせ}焦らず、^{あきら}諦めず、^{あなど}侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかな愛情をもって指導する。
 - ・ 各種の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」の公布を受け、いじめは犯罪であるとの認識を共有できるようにする。
- ⑥ 保護者や地域社会との連携
 - ・ 保護者会や地域懇談会等で、学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力いただき、いじめ防止に努める。
 - ・ 学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ いじめに関する学校評価の実施
 - ・ 教職員や児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。



<いじめ発生時>

① いじめられた児童への対応

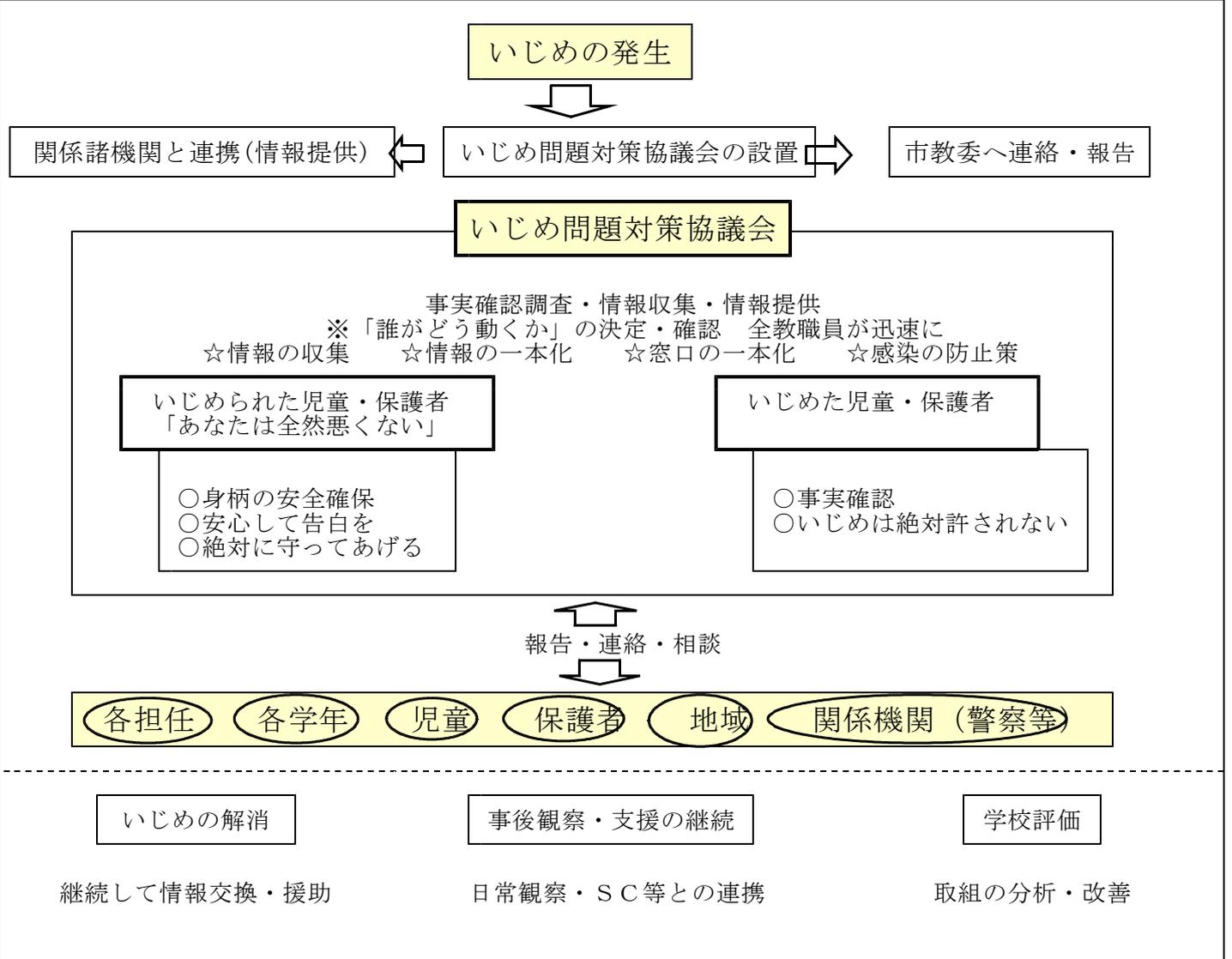
- ・ 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示のもと、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置する。
- ・ 当該児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- ・ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を行うとともに、指導の記録をきちんと取る。
- ・ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実を報告し、組織としてサポートチームを編成し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ・ 養護教諭やＳＣ、医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ・ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ・ 家庭訪問等を実施し、児童に安心感をもたせる。
- ・ 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

- ・ 事実確認を行い、「いじめは許さない」という毅然とした指導及び継続的な指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を作り出す。
- ・ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ・ 家庭に連絡し、指導経過の報告を行うとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

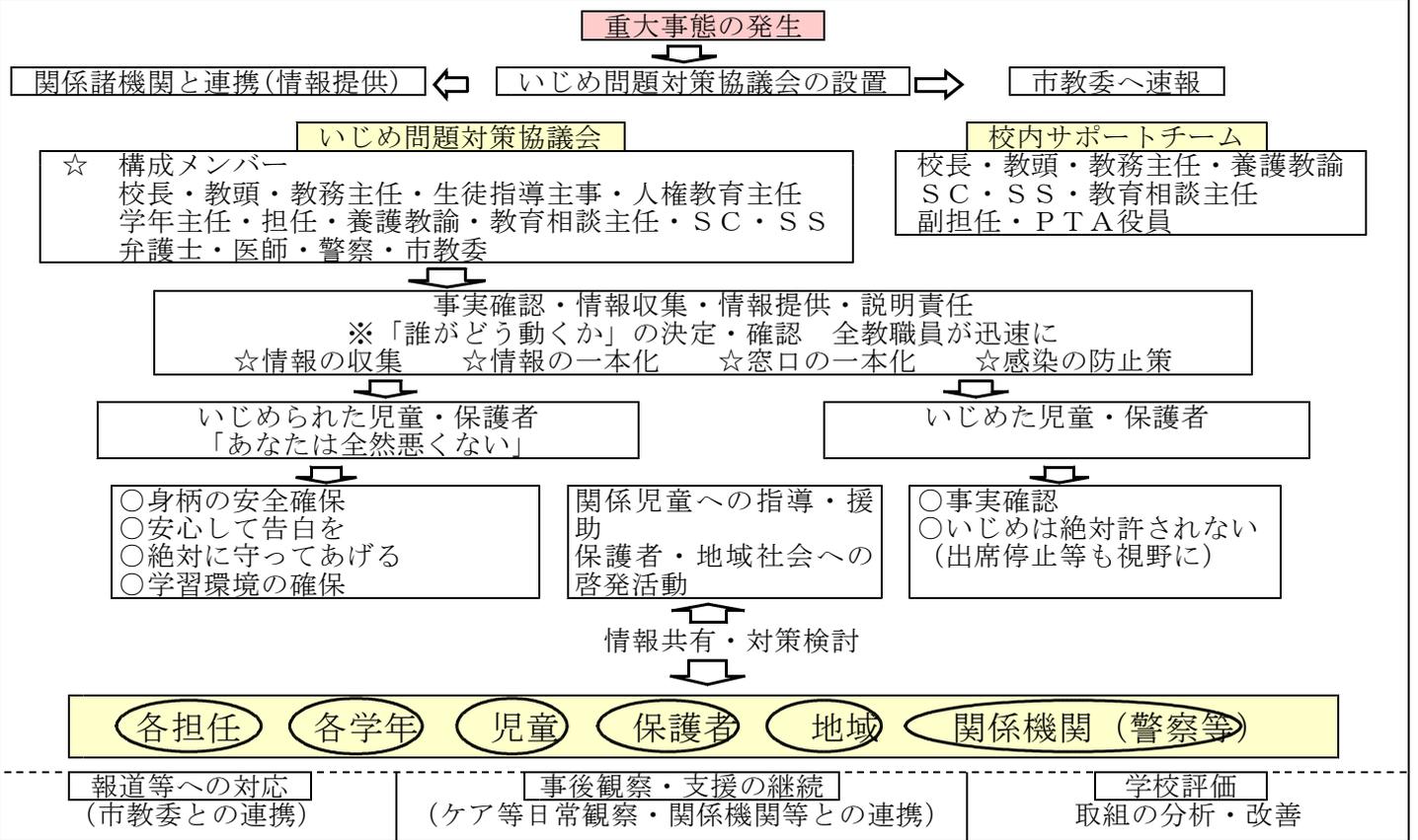
③ 学校の取組

- ・ いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。



<重大事態発生時>

- ① **重大事態とは**
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 児童が身体に重大な障害をおった場合
 - ・ 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ・ 児童が金銭を奪い取られた場合
- ② **重大事態の報告**
 - ・ 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ **重大事態の調査**
 - ・ 重大事態が生じた場合は、弁護士・精神科医・SC・SS等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、結果を調査委員会に速やかに提出する。(被害児童の学校復帰が阻止されないよう配慮する。)
 - ・ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。(個人情報保護に関する法律等を踏まえる。)



いじめ防止対策推進法

H25. 6. 28公布

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 ※2項省略
- 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。 ※2項省略
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。